

# 平成29年度第4回障害保健福祉施策連絡会会議録

## 1 開催日時

平成30年2月13日（火） 午前10時から午前12時15分まで

## 2 開催場所

浜松市役所 北館1階101、102会議室

## 3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会

浜北手をつなぐ育成会

NPO法人浜松地区肢体不自由児親の会

NPO法人浜松地区精神保健福祉会 明生会

浜松市視覚障害者福祉協会

アクティブ

浜松の福祉を考える会

浜松ろうあ協会

（欠席）

NPO法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（事務局 障害保健福祉課）

田中課長、鈴木自立支援担当課長、河村課長補佐、榊原主幹、河合副主幹、松本副主幹、杉浦副主幹、浅野副主幹、爾見副主幹、柴田主任、吉田主任

## 4 議事内容

（1） 駅南地下駐車場の一部改良について

（2） 第3次浜松市障がい者計画（案）について

（3） 平成30年度新規・拡充サービスについて

（4） 基幹相談支援等事業について

（5） 障害福祉施策における事業の見直しについて

① 重度障害者（児）医療費助成事業について

② 外出支援事業（バス・タクシー券等の交付）の見直しについて

（6） ヘルプマークについて

## 5 記録の方法

発言者の要点記録

## 6 会議記録

1 開会

2 田中課長あいさつ

3 議事

(1) 駅南地下駐車場の一部改良について

交通政策課より資料に基づき説明

駅南地下駐車場の改修工事について報告

昨年10月に浜松の福祉を考える会の皆様から、駐車場について設備改良の要望が提出されたことから、関係者で検討を行い、駐車場利用者がより安全に使用できるよう改良工事を実施することとした。

【工事1】地下1階の「身体障がい者用駐車ます」(4台)を、車両後部から車いすを乗り降りするスペースが確保できる場所に移設

【工事2】地下1階及び地下2階に、歩行エリアを明確にするラインを引くとともに横断エリアを設置

【工事3】地下1階の多目的トイレについて、手動開閉ドアから押ボタンにより開閉するドアに変更

上記の内容を、可能な工事から順次実施する。

実施にあたり、予算、施工業者等との調整が必要なことから、現段階で明確なスケジュールを示すことができないが、早急の実施できるよう調整していく。

今回の工事以外についても御意見があったら連絡をいただきたい。

施設の改修にあたっては、引き続きすべての利用者に優しい、使いやすい駐車場を目指し、必要に応じて皆さんに相談、報告等を行っていく。

〈浜松の福祉を考える会〉

改修工事の実施についてはありがたい。

新たに気づいたこととして報告。車いす利用者は、車の後部から降りる方がいるため、地下駐車場だけではなく、その他の市の駐車場についても考慮をお願いしたい。

駐車場利用の20分が無料となっているが、車いす利用者にとっては非常に短い。移動に20分では間に合わないので、ご検討いただけたらと思う。

地下駐車場は高さ制限があるため、ボックスの車が入れず、平面駐車場を利用する。南駐車場の改修工事で平面の障がい者ゾーンがなくなるかもしれないというお話を聞いている。それと、タクシー乗り場に障がい者用の乗降スペースがあるということを知らない方が多い。地下駐車場のみを整備するのではなく、平面の部分の利用について併せて考えてほしい。

〈交通政策課〉

車の高さの話について、駅南駐車場に限るが、構造上難しいという面はあるが、今後新たに駐車場を設置もしくは改良する場合には、今頂いた話を検討しなければいけないと考える。

20分の無料の件については、今後の駐車運営の参考とさせていただく。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

バリアフリー法が施行され、施設検討委員会が設置されている。駅と隣接しているが、駅施設の附帯設備として考慮しているか。駐車スペースや乗降スペースだけではなく、国が示しているバリアフリーのガイドラインについて、歩行やエレベーターについても考えなければいけないと思う。

〈交通政策課〉

バリアフリーのガイドラインを考慮した上で対応している。

年々新たなガイドラインが出てくるため、他の関係部署と調整し、1つずつ確実に行っていきたいと思う。

新たに設置する施設については、ガイドラインを守らなければいけないため、考慮して設置していく。

(2) 第3次浜松市障がい者計画（案）について

事務局より資料に基づき説明

パブリックコメント（12月15日から1月15日の1ヶ月間実施）の結果

意見54件（障がい者計画：38件 障がい福祉実施計画：15件）

いただいた意見から、必要部分の計画案を修正

(3) 平成30年度新規・拡充サービスについて

事務局より資料に基づき説明

#### 1 障害者総合支援法

- ・自立生活援助・・・入所施設等からひとり暮らしに移行する際に、地域生活支援員が定期的に居宅訪問、随時相談に応じ、必要時に関係機関と連絡調整を。標準利用期間は1年。平成30年度は、21人の利用を見込む。
- ・就労定着支援・・・就労支援施設から一般企業へ就労した後に継続支援を実施するため、就労定着支援員が企業や自宅を訪問し、環境変化による生活課題の解決に向けた支援を行う。3年が利用上限。平成30年度は、146人の利用を見込む。
- ・重度訪問介護・・・（拡充）最重度の利用者に対し、入院中の医療機関においてヘルパー派遣の利用を可とする。現在の利用者の中から必要に応じ利用。
- ・同行援護、行動援護・・・市において運用の拡充を図る。居宅介護に同行援護、行動援護、移動支援のいずれかの時間数を合算して支給量を決定していた。今後は、居宅介護のみで、これまでの時間数を維持し、これに加えて同行援護、行動援護、移動支援の時間数（標準25時間）を別枠で確保する。
- ・介護保険償還制度・・・65歳に至るまで長期間にわたり障害福祉サービスを利用していった者が介護保険に移行した際、介護保険サービス費用負担利用料の軽減を図る。

## 2 地域生活支援事業

- ・移動支援・・・ヘルパー1人に対して、3人までのグループでの同時支援を可能。  
居宅介護と合算せず移動支援の25時間の利用可能。  
グループホームの利用者について、在宅者と同様の利用基準。

## 3 児童福祉法

- ・保育所等訪問支援・・・訪問支援先に乳児院と児童養護施設の追加。
- ・居宅訪問型児童発達支援・・・重症心身障がい児、医療的ケア児で、通所が困難な児童  
に対し、支援者が居宅を訪問し、日常生活の基本動作等の発達を支援。見込み数5人。

〈浜松市視覚障害者福祉協会〉

移動支援について、3人まで利用できるということだが、費用負担はどのようになるか。

〈事務局〉

自己負担については、今まで通りの1割の負担となる。

〈浜松市視覚障害者福祉協会〉

視覚障がい者の移動支援もこの中に含まれているか。

〈事務局〉

視覚障がい者は、これまでどおり同行援護となる。

〈浜松の福祉を考える会〉

ヘルパーは、1対1でもたいへんで、1人に対して3人の利用という状況が想像できない。どのような人を対象としているか。

しかし、ヘルパーが不足しているため、複数で利用するという楽しみはあるのかとも思う。

同行援護・行動援護の市単独の支援があるということだが、ヘルパーをどう確保していくのか。

〈事務局〉

ヘルパーの不足については、基幹相談支援センターでの研修を通じて人材を確保できないか検討していこうと考えている。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

障がい福祉実施計画は利用量の枠を決めるもの。現場のヘルパーはどうするかということは、ここでの論点とは違う。

移動支援の利用者の負担の話が出たが、市で負担を決めていると思うが、地域生活支援としてはどうなるのか示してほしい。

障害者総合支援法の重度訪問介護は、医療機関に入れるということだが、見込量はどの程度か。

〈事務局〉

障がい者計画（案）では、重度訪問介護は19名を見込んでいる。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

前回までの計画でも定数を示されていたが、地域生活支援事業では、地域によっては定員に達しているが、実施の数値には達していない状況がある。

また、地域によって、昼間だけを対応する介護保険のヘルパーはいるが、夜間まで対応しなければならない障がい者を対象とするヘルパーがいないという状況がある。

〈事務局〉

ヘルパーの担い手の現状、実態を把握し、対策を検討していく。

〈事務局〉

いただいた意見については、パブリックコメントの意見でも出ている。現状把握に努め、対策を検討していく。

会議で状況を聞かせていただき、調査をして、ヘルパーを担っていただける方を育成していきたい。

〈事務局〉

移動支援の自己負担について、利用者は1割の負担。1人でサービスを受けると1時間あたり300円程度。グループ支援の場合、人数が増えた場合は負担額が減ることから自己負担もさがる。

1人に対して3人で利用することは、初回からの利用を想定していない。これまでの利用実績がある方で、3人でも大丈夫であろうという確認ができた方を対象としたい。

〈浜松の福祉を考える会〉

ヘルパーの報酬はどうなるか。

〈事務局〉

1人で3人みることはたいへんであるため、労力がかかっていることから増額になる。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

グループで利用できるかどうかは誰が決めるのか。

〈事務局〉

浜松市が決めることになるが、今後、制度設計を組む段階である。

(4) 基幹相談支援等事業について

事務局より資料に基づき説明

平成30年4月鴨江にある浜松市分庁舎に基幹相談支援センター設置。

〈明生会〉

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法では地域生活支援事業にあたると思うが、計画相談支援事業所との連携はどうなっているか。

受託法人が協議会という名称となっているが、法人なのか、任意団体なのか。職員の身分はどうなっているか。契約方法はどうか。契約はすでにスタートしているか。

〈事務局〉

計画相談支援事業所は、基幹相談支援センターの支援の対象としている。

受託先法人の共同運営協議会とは任意の団体で、参加5法人で協定を結び人材を派遣し、運営法人の1つである社会福祉法人小羊学園の理事長が協議会の会長になる。

事業実施は平成30年度から平成32年度となっており、実施に向けての準備を平成29年度からはじめている。

〈明生会〉

相談支援事業所へのスーパービジョンという考えで良いか。

精神障がいについて気になるのだが、地域包括ケアシステムとの関係はどうなるか。

〈事務局〉

地域包括ケアシステムとの関係は、基幹相談支援センターは、地域の様々な相談機関と連携をはかるもので、実際の障がいのある方の課題を支援していくものであるため、地域包括ケアシステムの枠組みに入ってくるものと考えている。基幹相談支援センターに委託する業務の内容として、地域移行・地域定着についても促進する役割を担っていくことを考えている。

〈浜松市視覚障害者協会〉

5法人で運営ということだが、5法人を教えていただけるか。

また、その5法人に決めた経緯も教えてほしい。

〈事務局〉

運営5法人については、社会福祉法人小羊学園、医療法人好生会、医療法人社団至空会、社会福祉法人天竜厚生会、社会福祉法人聖隷福祉事業団となっている。

この5法人は、事業に対する企画提案をいただいた法人となっている。

〈事務局〉

各法人から提出された企画提案の内容を、各方面に精通した内容であるかを市が審査して、決定した。

〈浜松の福祉を考える会〉

基幹相談支援センターについて、市民にわかりづらいと思うので、啓発が必要。

基幹相談支援センターと障害保健福祉施策連絡会との関係はどうなるか。皆さんとつくっていくものであると思うため、当事者団体とどうかかわっていくか教えてほしい。

〈事務局〉

この事業を進めるにあたり、当事者に対し具体的な内容を説明する機会を設けたい。  
開設した際は、報道に発表、応報はままつへの掲載にて周知を図る。

基幹相談支援センターと各区にある障がい者自立支援連絡会との関わりとしては、委託契約の仕様として各区の連絡会に対して専門的見地から助言するとともに、地域課題の把握、課題解決に向けたアドバイスをする。

〈アクティブ〉

基幹相談支援センターは、障がい者の家族が直接相談するところではないと思っている。学校等に対する基幹相談支援センターをどう活用するかというような啓発はどうなっているか。

〈事務局〉

基幹相談支援センターについては、現在、受託事業者と事業の細部を詰めているところで、広く関係機関に広報する段階に至っていない。

基幹相談支援センターの役割は、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、地域の相談支援事業所で解決できない場合のサポートを想定している。

基幹相談支援センターの業務内容として、高齢、保育の分野との連携する中で障がい者の支援も考えているため、基幹相談支援センターの設置について啓発していく。

〈アクティブ〉

地域の相談支援事業所を使っていないと基幹相談支援センターへはつながらないということではどうか。

〈事務局〉

基幹相談支援センターが市民に直接支援することは想定していない。地域の相談支援事業所への技術的な支援や困難事例の検討を通じて実際の支援に通じると考えている。

〈浜松ろうあ協会〉

基幹相談支援センターのイメージがわからない。市民に理解してもらうためにパンフレットの配布等を行ってほしい。

〈事務局〉

基幹相談支援センターへ事業を委託する中で、基幹相談支援センターのパンフレット等の作成も仕様に盛り込んでいる。必要な機関へ情報が伝わるよう発信をしていく。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

基幹相談支援センターは、中間支援的な機関で、直接支援は地域にある相談支援事業所で受ける。実際の支援はヘルパー等が行う。浜松市内には事業所が多くあり、そこからの声を吸い上げ、行政に届ける役割を担う障がい者自立支援連絡会が7区にある。各区の連絡会と連携がとれていないように感じる。そのため、基幹相談支援センターが連携をコーディネートしていくという役割があると認識。

地域生活支援拠点事業を行うと目的にあることから、地域、教育、労働等と連携して、調整していくことが基幹相談支援センターである。

そのため、基幹相談支援センターは、当事者やその家族からの相談を受けるところではなく、中間的な支援、調整をとるところであると認識している。この内容のイメージを絵に描いて出してほしいと思う。

〈浜松の福祉を考える会〉

人材育成の部分は、基幹相談支援センターは行わず、事業所へお願いするのか。

〈事務局〉

人材育成は、基幹相談支援センターが講師を担う、または講師を招いて相談支援のスキルアップのための研修や地域生活支援拠点の事業の担い手となる専門的な技術向上のための研修を行うことを考えている。

〈浜松の福祉を考える会〉

ヘルパー不足の課題がある中で、ヘルパーの人材育成の期待があったので、どうなるのかというイメージがわからない。

(5) 障害福祉施策における事業の見直しについて

① 重度障害者（児）医療費助成事業について

- ・ 給付方式の変更
- ・ 対象者の変更はなし
- ・ 所得制限の拡大
- ・ 入院医療費の自己負担額の増額

② 外出支援事業（バス・タクシー券等の交付）の見直しについて

- ・ 対象者の変更

改正の目的、新たな事業の創設、緊急時の対応の充実等の障がい者が地域で生活するための支援の充実をはかるためのもの。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

外出支援事業だが、他の政令指定都市でタクシー券をどの程度出しているかと調査した。名古屋市では、7万1千円、その他でも3～4万円となっている。浜松市は、7千円という低い助成となっており、その額でこれだけの議論をしている。ただ、他市では重度のみを対象としているなど、対象者を制限するなど傾向は各市によって違う。また、対象とならない人たちのうち、日中活動への施設へ通う人について支給するということもある。浜松市は7千円、静岡市は1万3千円、その他は2万、3万円であるという実態の認識が必要であると思う。

〈事務局〉

この外出支援事業の制度は高齢者の制度にあわせていた経緯もあり、高齢者の金額を踏襲してきた。福祉タクシー利用支援事業として、電動車いす利用者に対しては、別途2万円の交付券を出している。

〈アクティブ〉

外出支援事業について、いくつかの団体から要望書が出ていると思うが、公平性を求めて提出されている。その要望書についてどのように議論されて、出された結論かを教えてほしい。

〈事務局〉

他の政令指定都市の状況を確認し、障害等級で制限をして交付することが主流であった。浜松市では社会参加をキーワードとしており、所得補償的な考えはない枠組み。

広い意味での社会参加ではなく、障害が重い方への移動支援に対する助成という考えである。動ける方については、動ける方に対応した支援の充実を図り、社会で生活できるように考えている。

(6) ヘルプマークについて

事務局より資料に基づき説明

ヘルプマーク…県で導入し、県内市町で2月5日から配布開始

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを回りへ知らせることで援助等を受けやすくするためのもの

〈配布対象〉義足を使用、人工関節、内部障害、難病、妊娠初期の方など

〈配布方法〉障害保健福祉課、健康増進課、各区社会福祉課、各区健康づくり課の窓口で配布

ヘルプカード…今後、浜松市で作成予定（記載内容を調整）

障がいのある人が携帯し、緊急時等に周囲の人に助けを求めたいとき等に、手助けが必要な人と手助けしたい人を結ぶカード

〈配布対象〉ヘルプマークと同様

〈配布方法〉ヘルプマークと同じ窓口で配布及び浜松市ホームページからダウンロードして使用

〈浜松ろうあ協会〉

誤字の修正をお願いします。

〈浜松の福祉を考える会〉

ヘルプカードは、今何に困っていて、何をしてほしいかを一番に記載できるものであってほしい。そういう意味で、お財布等に入れて携帯するヘルプカードは、いざというときに他人が見ることができる状況にあるかということに疑問に思う。ヘルプマークにポケットがあれば、いざというときにそこを見れば対応できると思う。

〈事務局〉

ヘルプマークは県が導入、ヘルプカードは市で作成となったため、別で作成する。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

対象は障がいのある人だけではなく妊婦等の支援が必要とする人のためのものであると認識。育成会でヘルプカードを作成しており、配布対象は育成会会員。

〈事務局〉

ヘルプカードは市町及び各団体で作成可能。東京都の認定が必要であるため、各団体で作成する場合は、東京への認定申請を行うこととなる。

〈浜松地区肢体不自由児親の会〉

見た目にわからないということは肢体不自由児は対象とならないか。

ヘルプマークを持っていることで、ヘルプカードが鞆に入っていると思っていただけるのであればヘルプマークを持ちたいと思っている。

また、市で配布している冷蔵庫に貼るマークがあるが、冷蔵庫にそのマークが貼ってあるのを見たときは救急隊が冷蔵庫を開けていいですよというお知らせになるというもの。これと同様であるというのであれば意味があるのかもしれないと思った。

〈事務局〉

肢体不自由の方も希望があればヘルプマークを配布する。

そういうPRの仕方もあると思うため、市としてどのように活用するか検討したい。

〈浜松市浜松手をつなぐ育成会〉

このヘルプマークをつけることで被害が出ているようだ。そのためヘルプマークやヘルプカードをどのように啓発するかということを検討しなければいけない。

〈事務局〉

ヘルプカードについて、改めて御意見をうかがう。